

第10回 北海道生物多様性保全ダイアログ

～北海道生物多様性保全計画(第2次計画)について～

北海道環境審議会での議論

2025年 2月 6日(木)

北海道環境審議会 会長
酪農学園大学 環境共生学類

吉中厚裕

a-yoshinaka@rakuno.ac.jp





SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

1 貧困をなくそう

2 飢餓をゼロに

3 すべての人に健康と福祉を

4 質の高い教育をみんなに

5 ジェンダー平等を実現しよう

6 安全な水とトイレを世界中に

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

8 働きがいも経済成長も

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

10 人や国の不平等をなくそう

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任 つかう責任

13 気候変動に具体的な対策を

14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさも守ろう

16 平和と公正をすべての人に

17 パートナーシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

生物多様性条約戦略計画 -2010 Biodiversity Target-

- CBD-COP6 (2002年)で採択

- 2010年
物の利益
ル、国レノ
に削減す

FAILED

の生
バ

損失率を大幅



COP10/MOP5
AICHI-NAGOYA
JAPAN 2010



生物多様性のための戦略計画 2011-2020

すべての条約と関係者のための地球規模の枠組み

2050ビジョン(展望、長期目標)

“Living in harmony with nature”「自然と共生する世界」の実現

「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」

ミッション(使命、短期目標)

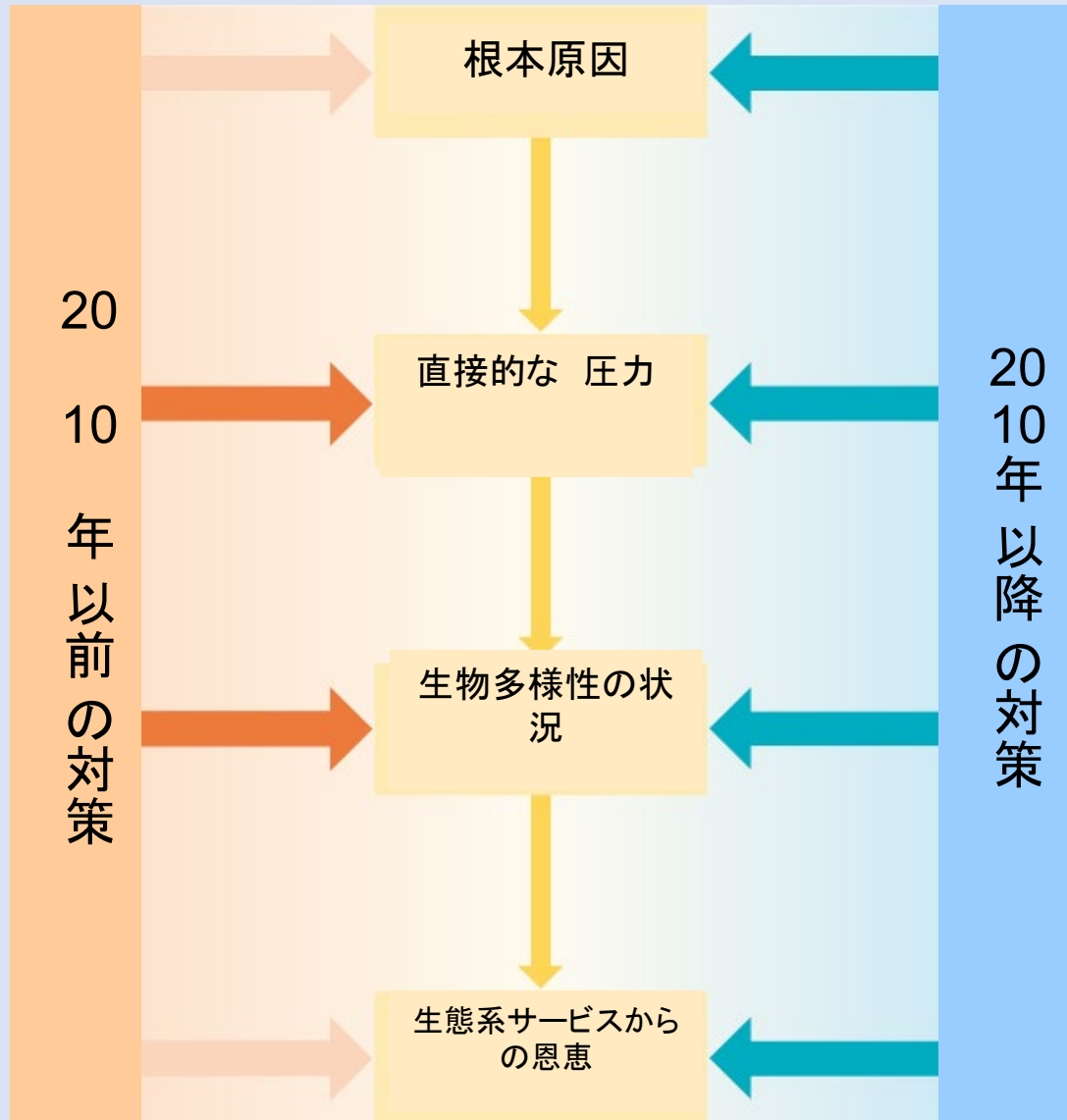
生物多様性の損失を止めるための、効果的かつ緊急な行動の実施

「2020年までに、回復力があり、また必要なサービスを引き続き提供できる生態系が確保されるためである。それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困撲滅に貢献する。」

20 の生物多様性愛知目標



戦略目標



- A. 生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。
- B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。
- C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。
- D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる、全ての人のための恩恵を強化する。
- E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

生物多樣性愛知目標



The Aichi Biodiversity Targets

Goal A



Goal B



Goal C



Goal E



FAILED

KUNMING – MONTRÉAL

19 DEC 2022 | STATEMENTS | NATURE ACTION

Adoption of the “Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework” (GBF)



昆明-モンリオール世界生物多様性枠組

Vision 2050

2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる自然と共生する世界

Four Goals

環境省中央環境審議会自然環境部
会生物多様性国家戦略小委員会
(第6回) 資料より吉中作成

生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護

A

生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与が評価・維持・強化

B

遺伝資源、デジタル配列情報(DSI)、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により生物多様性保全と持続可能な利用に貢献

C

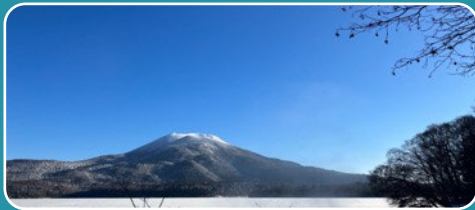
年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

D

Mission 2030

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること

Targets 2030



生物多様性への脅威を減らす

- Targets 1-8
- 30 by 30 ・ 劣化した生態系の30%を再生 . . .



人々のニーズを満たす

- Targets 9-13
- 生態系サービス ・ 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI) . . .



ツールと解決策

- Targets 14-23
- 資金動員 ・ 有害な補助金削減 ・ ジェンダー . . .

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

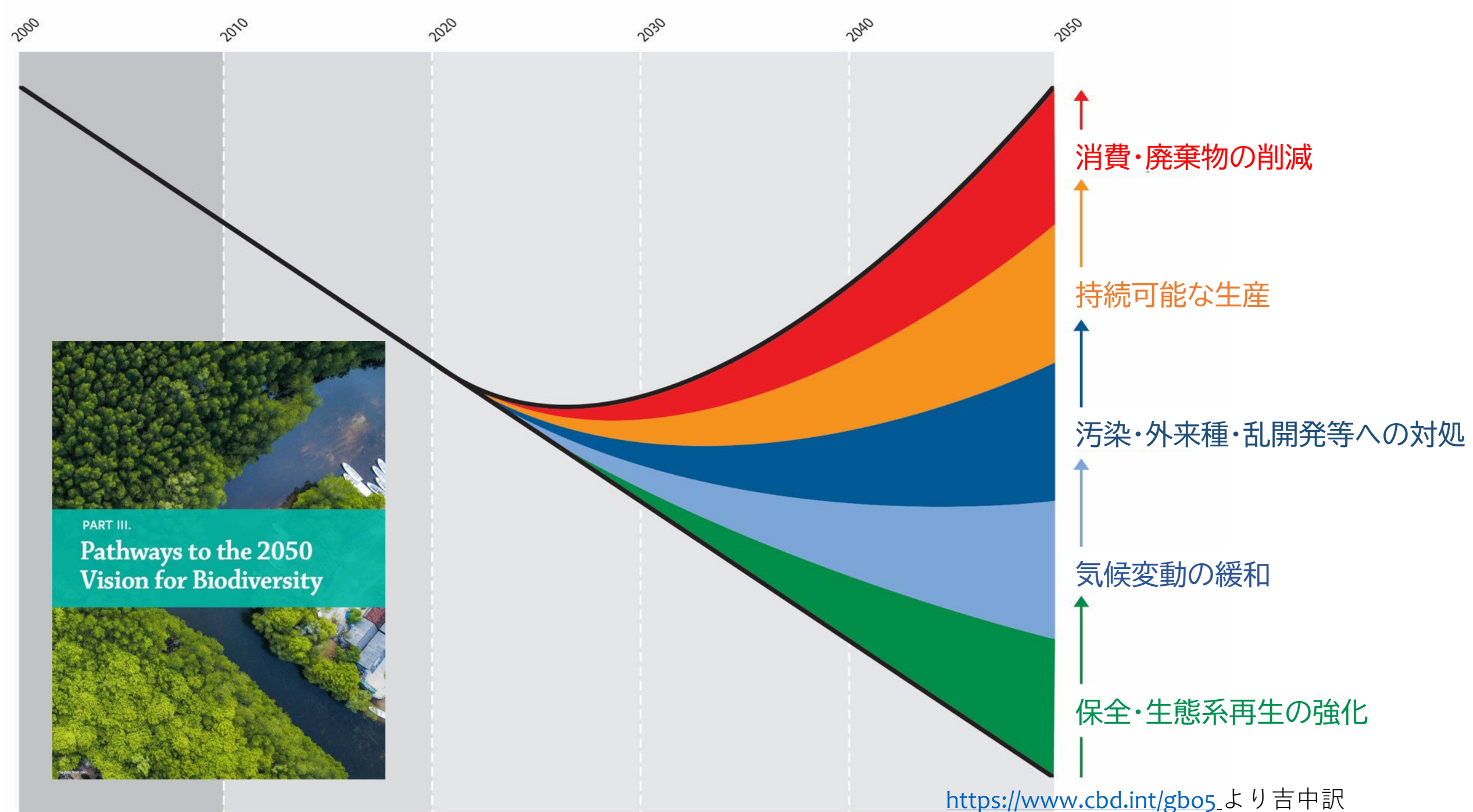
1. すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECDにより保全（30 by 30目標）
4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 先住民及び地域社会、女性及び女兒、こども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保



北海道生物多様性保全計画 (第2次計画)

～本編～

令和6年(2024年)11月
北海道

<本計画の構成>

本計画の構成は、次のとおりとなっています。

構成	内容	ページ数
本編	本計画の位置付けや目標、目標の達成に向けた基本方針、推進体制などを記載しています。	全29ページ
行動計画編	基本方針ごとに今後取り組む施策を記載しています。	全40ページ
基礎資料編	本道の自然環境の状況や本計画の策定に関する検討の経過、生物多様性に関連する用語の解説などを記載しています。	全43ページ

北海道生物多様性保全計画 (第2次計画)

～行動計画編～

令和6年(2024年)11月
北海道

<本計画の構成>

本計画の構成は、次のとおりとなっています。

構成	内容	ページ数
本編	本計画の位置付けや目標、目標の達成に向けた基本方針、推進体制などを記載しています。	全29ページ
行動計画編	基本方針ごとに今後取り組む施策を記載しています。	全40ページ
基礎資料編	本道の自然環境の状況や本計画の策定に関する検討の経過、生物多様性に関連する用語の解説などを記載しています。	全43ページ

北海道生物多様性保全計画 (第2次計画)

～基礎資料編～

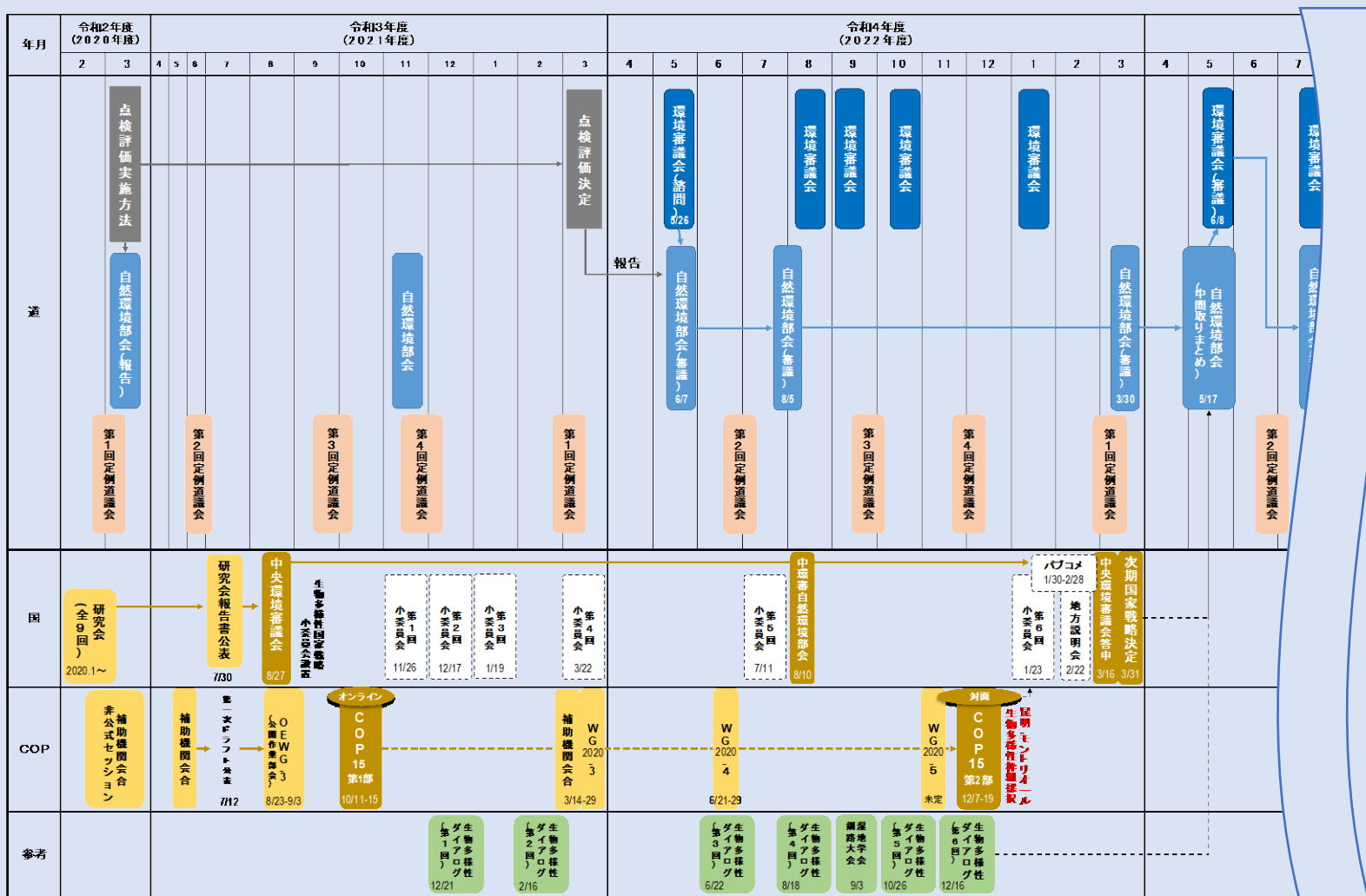
令和6年(2024年)11月
北海道

<本計画の構成>

本計画の構成は、次のとおりとなっています。

構成	内容	ページ数
本編	本計画の位置付けや目標、目標の達成に向けた基本方針、推進体制などを記載しています。	全29ページ
行動計画編	基本方針ごとに今後取り組む施策を記載しています。	全40ページ
基礎資料編	本道の自然環境の状況や本計画の策定に関する検討の経過、生物多様性に関連する用語の解説などを記載しています。	全43ページ

北海道環境審議会での今までの審議



2023年	
3月30日	論点整理・骨子案
9月8日	基本方針修正案・関連施策案
10月31日	検討状況の報告・審議
11月22日	たたき台
12月20日	たたき台 rev.1
意見交換会	
2024年	
1月29日	たたき台 rev.2
3月1日	検討状況の報告・審議
3月28日	たたき台 rev.3
6月5日	検討状況の報告・審議
6月20日～7月22日	パブリックコメント実施
7月30日	事務局案
8月22日	事務局案審議・答申
11月	公表

北海道環境審議会資料を一部改変

K-M GBFの採択後に策定・改訂された「生物多様性地域戦略」

策定: 27自治体

横瀬町・皆野町・小鹿野町・秩父市・長瀬町(※5市町での共同策定)、秋田市、大磯町、品川区、千葉市、富士見市、かすみがうら市、幸田町、岩倉市、愛西市、宮崎市、藤枝市、尾張旭市、八王子市、尼崎市、多摩市、一宮市、日進市、燕市、坂東市、西東京市、那須塩原市、石狩市

改定: 39自治体

【都道府県: 21】

福島県、東京都、富山県、福井県、長野県、静岡県、京都府、和歌山県、佐賀県、熊本県、滋賀県、山梨県、埼玉県、三重県、神奈川県、鹿児島県、徳島県、大分県、高知県、山口県、北海道

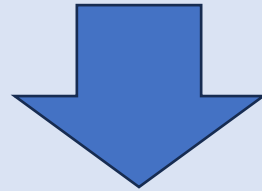
【基礎自治体: 18】

名古屋市、堺市、野田市、大田区、東久留米市、府中市、稲城市、岡崎市、豊岡市、うきは市、霧島市、小山市、丹波篠山市、札幌市、千代田区、羽村市、熊本市、浜松市

(2025年2月4日現在)

なぜ生物多様性地域戦略が必要なの？目的は？

法律に、条例にそう書いてあるから？
生物多様性条約で求められているから？



- 生物多様性の状況は地域固有
- 人と自然に関わる様々な地域の課題に対応することが必要
- 地域の未来を創造
- 地域の様々な主体のネットワークの形成
- 日本や世界という広域の視点で、地域の生物多様性に寄与
- **縦割り行政の打破**

2023年3月 審議会部会:「骨子」案

【2050年に目指す北海道の姿＝自然共生社会】

- 道民が生態系サービスを理解
- 生態系サービスを受け取るため生態系ネットワークを構築～連続する生態系を保全・再生
- そのような自然に関わることで、自然とのつきあい方を学び、その恩恵に感謝する土壌が醸成
- 自然を尊重したくらしや産業構造が実現
- 道民がくらしの中で、本道の生物多様性を通じて得られる豊かさを享受

次期計画の役割はここまで

【2030年目標】

<アウトプット＝直接的な成果>

30by30の実現(陸域・海域の30%以上の面積を保全)

<アウトカム＝直接的な成果を実現したことで得られる二次的な成果>

ネイチャーポジティブの理解浸透(自然や野生生物の保全はくらしや産業のためになることを理解)

<基本戦略1>

多様な主体が常に自然に関わることを通じた生態系サービスの理解浸透

〔戦略に対応した取組〕

<基本戦略2>

自然に配慮することがくらしや産業にも貢献することを理解した上での保護区指定・OECM推進

〔戦略に対応した取組〕

<基本戦略3>

流域単位でつながる生態系から特色ある生態系サービスを楽しむことにより地域の豊かさを創出

〔戦略に対応した取組〕

<基本戦略4>

生態系サービスが地域経済に貢献することの見える化

〔戦略に対応した取組〕

必要に応じて取り込み

〔各部局の関連施策〕

「生態系別施策」、「重要地域の保全施策」、「横断的・基盤的施策」別に実施方針として提示 ※現計画でも掲載済

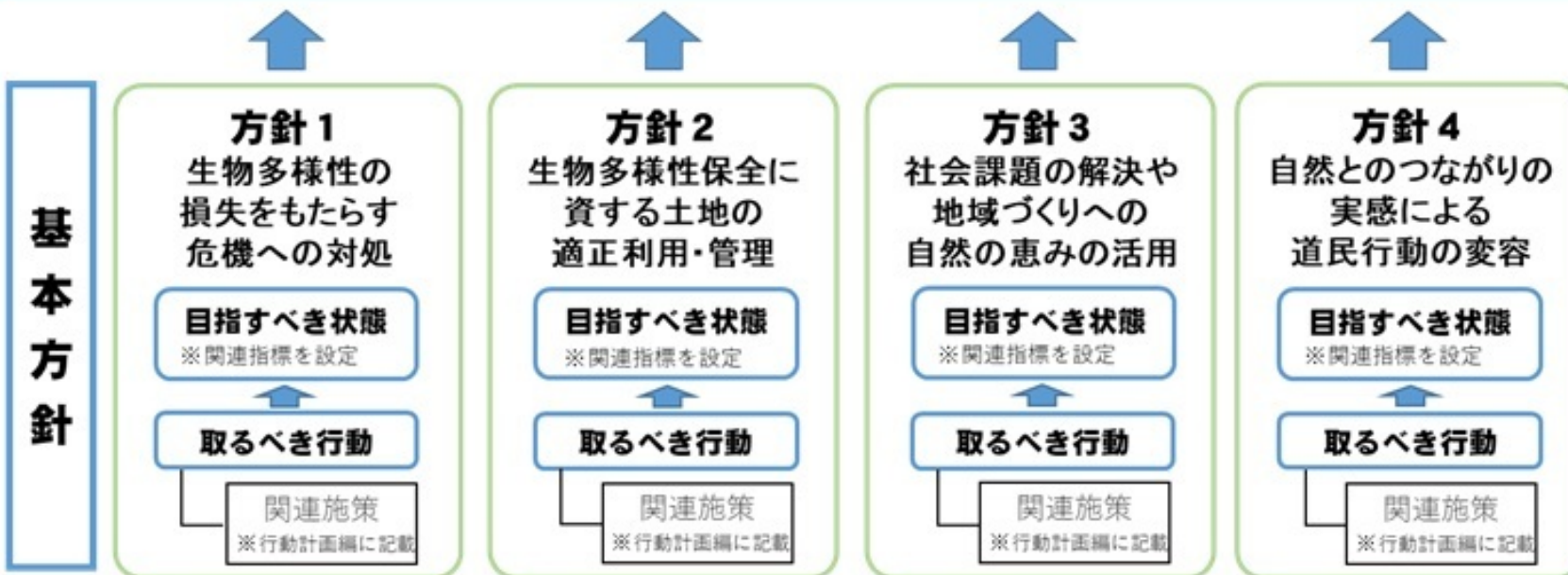
- 戦略は、2050年に目指す北海道の姿からのバックキャストで設定。
- 環境だけでなく、経済・社会も巻き込んだ統合的な向上を図る観点から、「生態系サービス(自然から得られる便益)」に焦点を当て、これを持続的に受け取るための内容としており、その取組が結果的に生物多様性の保全につながる構成となっている。

2050年までの長期目標

■ 誰もが生物多様性の保全や持続可能な利用に関心を持ち、生物多様性への負荷を低減した持続可能なライフスタイルを実践しているとともに、多様な主体が気候変動対策と調和した生物多様性の保全や回復に関する活動の実施又は活動に参加することにより、道民の生活の向上と生物多様性の保全の双方が両立している「自然と共生する社会」の実現

2030年までの中期目標

■ 生物多様性国家戦略2023-2030が目指すネイチャーポジティブの実現への貢献を視野に、自然とのつながりの重要性を実感し、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性の損失の低減と、回復の増進を図る



横断的・基盤的取組：調査研究、情報発信、様々な連携、人材育成、環境教育、普及啓発

北海道生物多様性保全計画(第2次計画)の読み方？

骨子案(2023年3月)に記載されていた「具体的な取組」の例

- 北海道版里山イニシアティブ ~アイヌ・コタンから持続的な自然との関りを学び, 伝統知・地域知として地域戦略の取組に活用
- 生態系ネットワークモデル地域の設定
 - 市町村の生物多様性地域戦略の作成支援
 - インベントリー調査・「自然の恵みデザイン帳」の作成
 - シンボル種の生息・生育状況の調査を通じた生態系サービスのモニタリング実施
- 北海道を代表する生態系である湿地の価値を見える化・共有するための「湿地認証」の創設
- 「いきものにやさしいエネルギー」認証制度の創設
- 8動物園・水族館の「北海道産いきもの保全プロジェクト」との連携
-
-

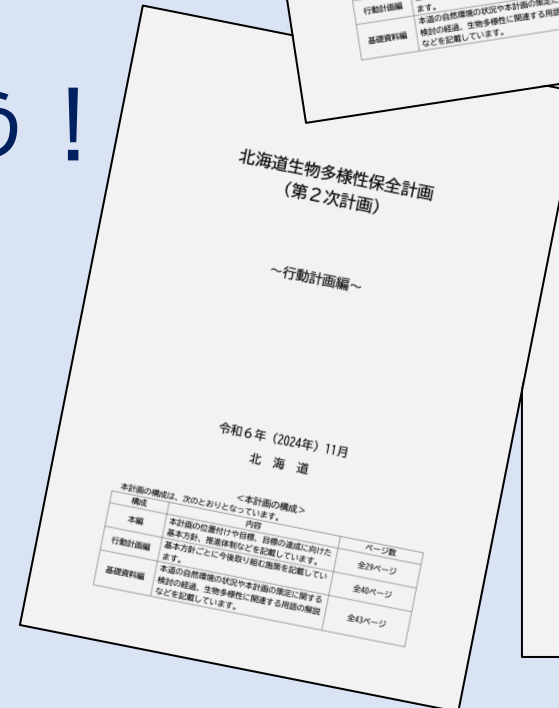
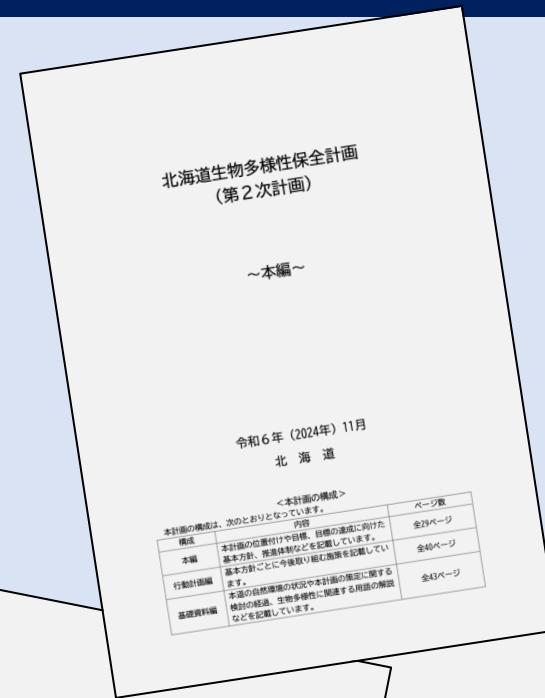


これらは「保全計画」ではなくなったの？
それともどこかに隠されているの？



北海道生物多様性保全計画(第2次計画)の読み方？

- 行間に目を凝らす
 - 見えないものが見えてくる・・・かも？
 - みんなで読んでみませんか？
- 積極的に具体的な提案を
 - あきらめずに声を上げ続けましょう！
 - 周りの人たちに呼びかける
 - 一人でも仲間を増やしましょう！
 - 連携が「鍵」！



ご清聴ありがとうございました

今回の発表内容は
北海道環境審議会・自然環境部会としての見解ではなく
あくまで吉中個人の見解です

吉中厚裕

a-yoshinaka@rakuno.ac.jp